

建設リサイクル関連法制度に関する研究 ——コンクリート等の再資源化及び再生利用局面について——

成清 幸子 (m020312d@mbox.nagoya-u.ac.jp)

竹内 恒夫

[名古屋大学]

Study on law systems related to construction and demolition waste recycling: The recycling and use of recycled concretes
Sachiko Narikiyo, and Tsuneo Takeuchi
Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

Abstract

For the rapid increase of waste generation from building demolitions and improvement of infrastructure in the next 30 years, the problem such as demand-supply imbalance of recycled concretes and asphalt-concretes has predicted to be caused. With this background the laws and rules (law system) for construction and demolition waste recycling has an important position at nationwide level. But the law system, which command recycle through the separation of demolition wastes and expect for the constructors to use recycled concretes and asphalt-concretes, have difficulties to deal with the problem. In this paper, we studied about the law system and re-researched two phases of the law system: 1) recycling of demolished concretes, 2) the use of recycled concretes. As a result, we find the problems at the use of recycled concretes phase. We pointed out necessity of extending the specified application for recycled concretes and a reform of administrative orders process.

Key words

law systems, recycling of demolished concretes, the use of recycled concretes, demand-supply imbalance of concrete and asphalt concrete

1. はじめに

日本の建設ストック（建築物延床面積、社会資本ストック総額）は1960年頃以降増加を続けており（竹ヶ原, 2002）、平成18年度の木造及び非木造家屋の延床面積は79億2700万 m^2 にのぼる（総務省, 2006）。このように、建築物だけを見ても過去40数年の建築物の蓄積量すなわち将来的に排出される建設副産物量は膨大になることが推測される（後述2. 参照）。

これに対して、1990年以降建設廃棄物のリサイクルに関連する法制度等の整備が進められてきた。一つは1991年に制定され2000年に改正及び改名された「資源の有効な利用の促進に関する法」（以下、「リサイクル法」という）である。リサイクル法の対象は建設副産物に限定されるものではなく、パソコン、家電製品、容器包装、電池等の多様な品目にわたっており、資源の有効利用を促進するための関係者（事業者、消費者、地方公共団体、国）の責務を定めている。具体的な取組を進めるための方策については品目又は業種等に応じて主務大臣が判断基準を策定するという構成である。もう一つは2000年に制定され2002年に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という）であり、床面積

の合計が80 m^2 の建築物の解体工事も対象にする等個人住宅もターゲットにした上で、建築物解体工事等の受注者に対して建築物の分別解体及び木材、コンクリート塊等の再資源化を義務づけた。特に後者の建設リサイクル法は将来的な建設廃棄物量の増加を前提にして策定されたという経緯があり（解体・リサイクル制度研究会, 1998）、当該問題に対して、特定建設廃棄物⁽¹⁾のマテリアルリサイクル又はサーマルリサイクルによって対処するという仕組みが整えられたと言いうる。

小宮（2001）は、リサイクル法の識別表示について「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」との比較研究を行っており、両法に基づく容器包装の識別表示の研究を行った。名木（2002）や杉山・栗原（2007）はリサイクル法の諸施策について全般的な解説を試みている。建設リサイクル法に関する研究として2000年の制定直後には、河村（2000）の行った同法の個々の規定について詳細な解説を行う研究が多く見られた。大塚（2000）は、環境法に関する全般的・一般的な解説書の中でリサイクル法及び建設リサイクル法のそれぞれについて詳細に紹介した。また宮崎（2000）は、建設リサイクル法の対象品目が法制定以前に一定のリサイクル率実績があった特定品目に限定されたことを批判的に考察した。北村（2001）は、建設リサイクル法の抱える問題について、建築基準法等と関連付けながら検討を行うとともに、施行状況も含めて考察を行った。産業廃棄物行政という枠組みの中で、建設リサイクル法に規定された地方公共団体の責務及び事務が不法

投棄対策に現場で取り組んでいる地方自治体の役割に与える影響について考察を行った研究もある(松村, 2003)。塚原(2006; 2007a, b)は、建設リサイクル法の個々の条文について実務的な観点から解説を行った。その他、建設廃棄物の最小化のための政策について国際的なレビューを行った研究がある(OECD, 2003)。

これら研究の多くは、個々の法律の課題を様々な角度から考察・検討するものであり興味深い。リサイクル法と建設リサイクル法及び関連する政省令を含めてコンクリート等の再資源化及び再生利用局面から検討した研究は見られない。また、北村(2001)は建設リサイクル法の施行状況も含めて考察を行うという方法を採用しており、本稿もこの方法を踏襲したが、本稿は建設リサイクル法及びリサイクル法についてコンクリート等の再資源化及び再生資材利用の両面から比較検討し、考察の対象として関連する省令等も視野に含めた点において新規性があると考えられる。

2. 研究の方法

本研究は、主にリサイクル法及び建設資材リサイクル法について、再資源化⁽²⁾、再生資材の利用⁽³⁾という二つの局面に焦点を絞って検討を行う。その際、法律のみでなく、関連する省令等も検討の対象とし、これらを含めて法制度と呼ぶこととする。この理由として、建設リサイクル分野においては多くの実務的・技術的規定が存在し、これら規定は省令等に委ねられることが多いことが挙げられる。上述の法制度に関する検討に際しては、必要に応じて法制度上の文言のみでなく(可能な限り)執行状況も含めて行うこととした。また、法制度の検討を行う前に、前提となるコンクリート塊(以下、「コンクリート塊」という。)、アスファルト・コンクリート塊(以下、「アスコン塊」という。)の需給バランスについて二つの既存研究を活用し整理することを試みた。

3. コンクリート塊、アスコン塊の需給バランス

3.1 建設廃棄物排出量推計データの比較による将来のコンクリート塊、アスコン塊量の把握

建設廃棄物の排出量予測は、竹ヶ原(2002)(解体・リサイクル法制度研究会と同様の計算方法を採用しており、かつ新しいデータ)と、橋本・谷川(2004)(前者とは異なる計算方法を採用したデータ)の二つのデータが示した結果の傾向により把握した。

竹ヶ原(2002)は、2030年の建設副産物排出量を4億1500万tと推計した。これを種類別に見ると、コンクリート塊とアスコン塊の排出量が全体の約8割を占める。建設副産物の内有価で売却されるもの以外は建設廃棄物の排出量として計測されるため、有価売却量(リユース量)が全体の約2%にすぎないコンクリート塊、アスコン塊は、建設副産物排出量=建設廃棄物排出量とみなすことができる。従って、竹ヶ原(2002)の推計によると、コンクリート塊、アスコン塊の予測廃棄量は約3億3200万tである。橋本・谷川(2004)は、2030年の建設鉱物(骨材、セメント、ア

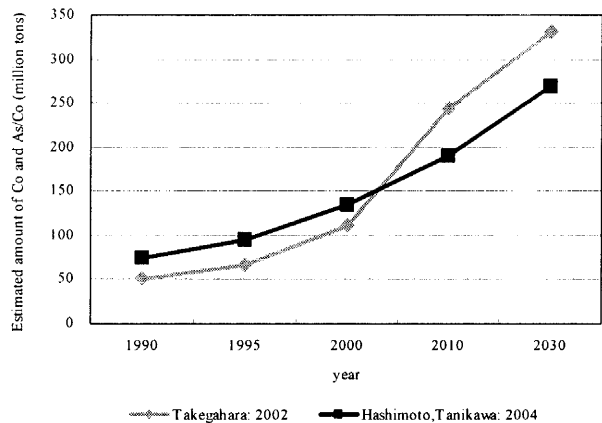


Figure 1: Comparison of the two data that estimated the amount of Co and As/Co

スファルト等) 廃棄量を2億7000万tと推計した。従って、これら推計によると2030年には約3億3200万t~2億7000万tのコンクリート塊、アスコン塊が廃棄物として排出される。これら二つの推計データ間で量的に6200万tの誤差が生じているが、傾向としてはいずれのデータも2000年以降の増加を示している。また竹ヶ原(2002)の2000年から2010年の増加率は橋本・谷川(2004)のものより大きくなっているが、2010年以降は双方ともほぼ同様の増加率となっている。これら推計データは、コンクリート塊、アスコン塊の排出量が30年後には2000年比3~4倍に増加することを示した。

3.2 コンクリート塊、アスコン塊の需給バランス

最新の建設副産物実態調査(国土交通省, 2006)によると、コンクリート塊、アスコン塊のリサイクル率は約98%であり、排出量のほとんど全てが舗装道路、空港、港湾等の路盤材及び路床材等として用いられている。しかしながら、道路・道床等に用いられる骨材需要は、1991年以降は漸減し、1991年の約3億tから2000年には2億2000万tまで減少した。公共工事が減少傾向にある日本の社会経済状況の中で今後の大幅な増加を見込むことは困難であるため、今後の道路・道床用骨材需要は2億t前後で推移するか、もしくは減少が更に加速するものと思われる。Figure 2は、再生コンクリート、再生アスコン供給量と道路・道床等の骨材需要量を示したものである。再生コンクリート、再生アスコン供給量は、Figure 1で用いたコンクリート塊、アスコン塊に関する二つの推計データを用いている。また道路・道床等の骨材需要は、1990年から2000年については道路・道床等の骨材需要の統計値を用い、2000年以降は一定で推移するというケースを想定した。

Figure 2が示す通り、計算方法の異なるいずれの将来推計値データの場合も2010年以降には、再生コンクリート、再生アスコンの需要と供給が逆転することがわかった。そこで次に、将来的な再生コンクリート、再生アスコンの需給バランスの逆転という問題を前提として、この問題に対して政令及び省令等を含む法制度がどのような対処策を準

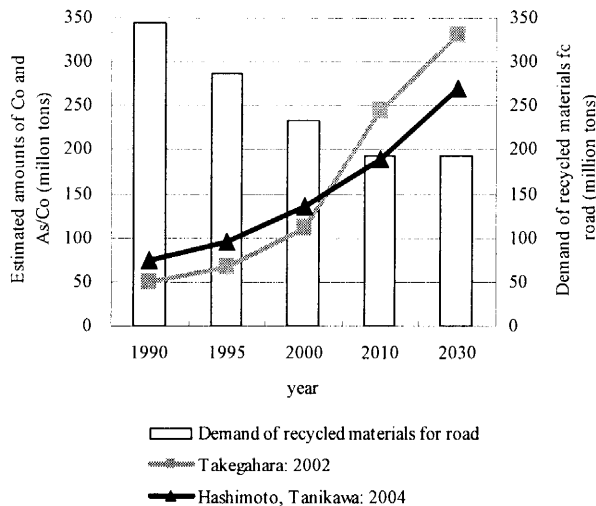


Figure 2: Demand and supply of recycled Co and As/Co
出典：竹ヶ原 (2002)、橋本・谷川 (2004) より筆者作成

備したかについて整理し、検討する。

4. コンクリート塊及びアスコン塊に関する法制度

4.1 コンクリート塊及びアスコン塊に関する法制度の概要

コンクリート塊及びアスコン塊に関連する法律には、リサイクル法及び建設リサイクル法がある。

リサイクル法の内、コンクリート塊及びアスコン塊に係る条文は、「特定再利用事業者」(第15条)又は「指定副産物事業者」(第34条)である。コンクリート塊及びアスコン塊に係る具体的施策に関して、第15条は国土交通省令59号に委ね、第34条は国土交通省令60号に委ねる構成である。

建設リサイクル法は、コンクリート塊及びアスコン塊を含む特定建設資材の再資源化を促進することを目的として(第1条)、分別解体の義務づけ(第9条)、再資源化の義務づけ(第16条)を規定している。また、再資源化品目等の詳細については同法施行令が定め、再資源化等の数値目標及び基本理念については「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示1号)が定めている。

4.2 リサイクル法の具体的施策及び行政命令等

4.2.1 具体的施策：再資源化の局面

再資源化の局面については、国土交通省令第60号(以下、「国交令60」という。)が定めている。

- ・ 施工建設業者による再資源化の実施(第8条)
施工建設業者は、あらかじめ再資源化施設の受入条件を勘案した上で、指定副産物の分別、破碎・切断を行う。
- ・ 指定副産物を排出する元請建設業者による指定副産物分別計画の作成(第7条2項)

指定副産物分別計画には、指定副産物の種類ごとの搬出量、指定副産物の種類ごとの再資源化施設等への搬出量、搬出先の名称・場所及び運搬距離等を記載する。

- ・ 指定副産物分別計画の実施状況の記録・保存(第7条3項、4項)

建設副産物の分別を行う方法としては、工事現場で建設工事の施工過程の一環として行うもの(分別解体等)と、工事現場からは混合廃棄物として搬出し中間処理施設で廃棄物処理の一環として行うものの二つがある(建設リサイクル法研究会, 2000)。第8条の「分別」は施工建設業者が行うため、前者にあたる。この分別解体は廃棄物処理法上の「廃棄物の処理」にあたらない。一旦ミンチ解体(メチャ壊し)が行われると、分別解体により得られる水準の再資源化が物理的に不可能となるため、分別解体は再資源化のための重要な手段である。また第7条2項の計画は、元請建設業者が施工建設業者に対して再資源化施設等の情報を提供することによって再資源化を促すものである。同計画の実施状況の記録は、マニフェスト(廃棄物処理法第12条の3)と併せて用いられれば、再資源化が適正に行われたか否かをチェックするための情報としても位置づけることができる。

4.2.2 具体的施策：再生コンクリート、再生アスコンの利用局面

再生コンクリート及び再生アスコンの利用の局面については、国土交通省令第59号(以下、「国交令59」という。)が定めている。

- ・ 施工建設業者による再生資材の原則的利用(第3条)
施工建設業者は、請負契約の内容、再生資源の利用に関する技術水準、工事現場の状況や再資源化施設の立地状況を勘案した上で、原則的に再生資材を利用する。
- ・ 再生コンクリート及び再生アスコンの用途指定(第6条)
国土交通大臣は再生コンクリート及び再生アスコンの用途を指定する。(下掲Table 1参照)
- ・ 元請建設業者による再生資材利用計画の作成(第8条2項)
再生資材利用計画には、建設資材ごとの利用量、再生資材の種類ごとの利用量、主な利用用途や再生資材利用率を記載する。
- ・ 再生資材利用計画の実施状況の記録・保存(第8条3項、4項)

第3条は、再生コンクリート及び再生アスコンの原則的利用を直接に定めるが、「請負契約の内容」等の勘案という条件が付されており、施工建設業者の意向よりもむしろ、元請建設業者や発注者の意向が大きく影響する可能性が残された。このため再生コンクリート及び再生アスコンの原則的利用が困難な場合も考えられる。この点につき、元請建設業者は再生資材利用計画の作成義務を課されたが、第三者(行政等)への届出は定められていないため、元請建設業者が施工建設業者に対して再生資材の原則的利用を指示するか否かは、元請建設業者の資質・意識に負うところが大きいと思われる。また、当該工事の発注者については特段定められていない。

Table 1: Specified application of recycled Co and As/Co

建設副産物		指定用途
大分類	小分類	
コンクリート、 アスコン 共通	再生クラッシャーラン	道路舗装及び駐車場舗装等の下層路盤材料、 港湾、空港等の裏込材及び基礎材、 建築物等の埋め戻し材又は基礎材
	再生粒度調整砕石	その他舗装の上層路盤材料
	再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及び駐車場舗装等の路盤材料
	再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及び駐車場舗装等の路盤材料
コンクリート	再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
アスファルト	再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及び駐車場舗装等の上層路盤材料
	表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及び駐車場等舗装の基層用材料及 び表層用材料

出典:「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(国土交通省令59)及び「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示1)より作成

4.2.3 リサイクル法の行政命令等

国交令 59 及び国交令 60 の定める「判断基準」に違反した場合、リサイクル法上の行政命令等や罰則が適用される。上述の計画作成や再生コンクリート及び再生アスコンの利用については、指導及び助言、勧告、公表、改善命令があり、改善命令に従わなかったときは最高50万円の罰金が科される。(Figure 3 参照)

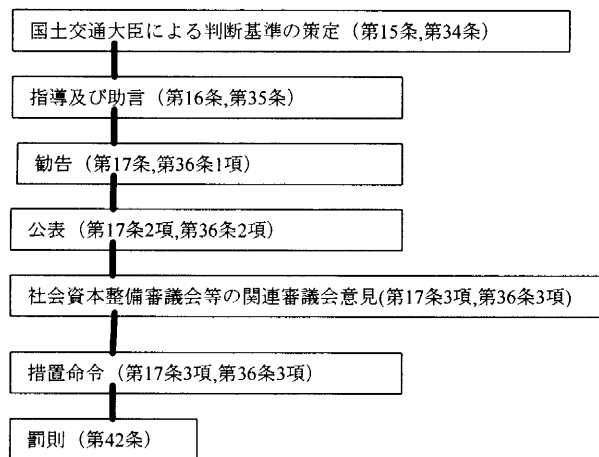


Figure 3: Process of administrative order and penalty of 'Act on the Promotion of Effective Resource Utilization'

4.3 建設リサイクル法の具体的施策及び行政命令プロセス

建設リサイクル法の具体的施策は再資源化の局面に限られる。

4.3.1 具体的施策：再資源化の局面

- ・ 分別解体の実施 (第9条1項)
一定規模以上の建設工事の受注者又は自主施工者(受注

者等)は、正当な理由がある場合を除き、分別解体をしなければならない。

- ・ 対象建設工事の届出 (第10条)
一定規模以上の建設工事の発注者又は自主施工者は、解体する建築物の構造(解体工事の場合)、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体計画、解体する建築物等に用いられた建設資材の見込量を工事着手の7日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。
- ・ 再資源化の実施 (第16条)
受注者等は、分別解体に伴って生じたコンクリート塊及びアスコン塊等を再資源化しなければならない⁽⁴⁾。
行政命令等の施行状況について見ると、2002年から2003年までの建設リサイクル法第14条(分別解体の実施)にもとづく勧告が20件、第19条(再資源化の実施)にもとづく勧告が4件、そして第15条(第14条の勧告に従わない場合)にもとづく命令が6件であった。(Table 2 参照)

4.3.2 建設リサイクル法の行政命令プロセス

分別解体の実施、対象建設工事の届出、再資源化の実施等については、助言又は勧告、措置命令があり、当該命令違反には50万円以下の罰金が科される (Figure 4 参照)。

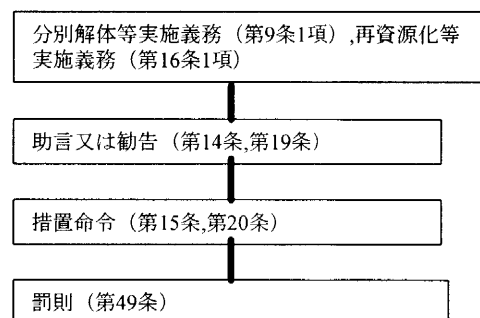


Figure 4: Process of administrative order and penalty of 'Construction Material Recycling Act'

Table 2: Number of administrative orders related to 'Construction Material Recycling Act' or Act on the Promotion of Effective Resource Utilization'

行政命令等	建設リサイクル法		リサイクル法 再生コンクリート、 アスコンの利用 及び再資源化について
	分別解体等について	再資源化等について	
立入検査	2,424	4,139	0
助言	200	240	0
勧告	20	4	0
公表	—	—	0
関係審議会の意見	—	—	0
命令	6	0	0

(件数)

注： 建設リサイクル法については平成14年5月30日-平成15年5月30日のデータ
リサイクル法については1991年制定以後-2007年10月までのデータ

出典：国土交通省・環境省「建設リサイクル法の施行状況について」（平成15年）、2007年10月29日経済産業省リサイクル推進課への電話インタビュー結果より作成

リサイクル法にもとづく勧告、命令件数は同法施行以来0件である（Table 2 参照）。

5. 考察

先述（3. コンクリート塊、アスコン塊の需給バランスを参照）したとおり、推計データによると2010年以降のコンクリート塊、アスコン塊の需給は逆転し、これら建設資材の需給の不均衡が拡大する。このため再生コンクリート及び再生アスコンの利用を拡大することが必要である。このため本研究は、国交令59号が定める用途指定の問題、法施行のあり方について考察する。

5.1 用途指定の問題

再生コンクリート及び再生アスコン利用の局面については、国交令59のみが定めている。再生コンクリート及び再生アスコンの利用拡大のため、まず第一にこの局面における施策を改善・充実させていくことが重要である。

上述した通り（4.2.2参照）、国交令59は再生コンクリート及び再生アスコン利用の用途指定を行っている。施策の一つとして、この建築構造物用骨材等への用途の拡大を促進していくことが考えられる。指定用途を拡大するためには、技術の裏付け及び関連法制度の改善が必要である。

技術面では、2000年初め頃から大手ゼネコン等が産学連携を含む研究会を設置する等の動きが見られ、実用化へと至った例もある。三菱マテリアは加熱すりもみ工法により建設工事現場内において高品質の粗骨材、細骨材、微粉を回収する技術を確立した。これは「解体コンクリート処理サービス」として事業化されている。これは再生骨材を建築構造物用に用いるものであり、2001年7月に国内で初めて（社）産業環境管理協会のJEMAIプログラムの検証に合格し、「タイプⅢ環境ラベル⁽⁵⁾」を取得した（三菱マテ

リアル株式会社、2003）。また、鹿島建設はウォータージェットを利用した骨材処理装置の開発を行い、再生骨材を建築構造物用として用いる技術を確立している。三菱マテリアと同様にこの装置も建設工事現場内に設置可能であり（鹿島技術研究所、2003）、事業化の可能性を有している。さらに太平洋セメントグループもスクリーニング方式によるコンクリート廃材高度処理設備を開発しており、大成建設が受注した大阪市工事において採用された例もある（大成建設株式会社、2004）。技術面では指定用途拡大の条件が整いつつある。

法制度面での促進方法としては、国交令59の定める指定用途へ建築構造物用を追加することがあげられる。2006年改正建築基準法第37条は、建築材料の品質についてJIS規格への適合又は国土交通大臣の認定を受けることを求めているが、2005年3月20日にJIS A5021（コンクリート用再生骨材H）、すなわち建築構造物用再生骨材の規格が定められた。それまで、排出されたコンクリート塊等から再生された再生骨材を建築構造物用として用いるためには国土交通大臣の認定を受けることが必要であったが、新たなJIS規格が制定されたことにより手続きが簡便化され、改善された。こうしたJIS規格の整備に伴い、国交令59の用途指定の拡大をすべきである。

これまで述べてきた通り、施策の一つに再生コンクリート及び再生アスコンの指定用途の拡大がある。技術の成熟そして再生骨材に関するJIS規格の制定等が見られる現在、次なる課題は再生コンクリート及び再生アスコンの受け入れ先を拡大するための指定用途の見直しであると考えられる。

5.2 法施行の相違

上掲 Figure 3 及び Figure 4 で示した通り、リサイクル法

と建設リサイクル法の施行プロセスには、助言又は勧告から改善命令等の命令に至るまでのステップに相違が見られる。命令違反に対する罰則は50万円以下の罰金と両方とも同じであるが、建設リサイクル法の場合、勧告を出した後一定の要件の下で計画変更命令又は一時停止措置命令を出すことができる。リサイクル法の場合は、勧告を出した後改善命令を出すまでに、公表、関係審議会（社会資本整備審議会等）の意見を聴くというステップを経なければならない。

経済産業省⁽⁶⁾によると、リサイクル法施行以来行政命令等が発動されなかった理由として、①リサイクル法は企業の自主的取組を促すものであること、②リサイクル法の①の趣旨を尊重した運用を行っていることがあげられた。また運用のルールを定めた文書は特に存在しないということであった。

さらに、命令を発するための要件を見ると、建設リサイクル法第15条又は第20条は分別解体又は再資源化義務違反について受注者等の「正当な理由」がなく、かつ「適正な実施を確保するために特に必要があると認めるときは」命令を発することができるものと規定するため、命令を発するためには二つの要件を満たすことが必要である。この二つの要件の内の後者は、命令を発するためのハードルをあげている。一例を挙げると「特定家庭用機器再商品化法」（1998年6月制定、同年12月施行）第28条は、再商品化義務違反の勧告を受けた製造業者等が「正当な理由なく」改善を行わない場合に、主務大臣は命令を発することができる。この第28条と比較すると、建設リサイクル法は命令を発するための要件として「適正な実施を確保するために特に必要があると認めるときは」という文言を付加することによって、法の施行を行うに際して慎重に考慮するという構成をとっていることがわかる。にもかかわらず、Table 2に示した通り、分別解体義務違反については年間6件の命令が出された。この執行状況は、分別解体義務に著しく違反する者がいたという前提があることは当然であるが、立入検査から命令まで厳格な施行がなされていることを示している。

他方、リサイクル法第17条3項又は第36条3項は、建設リサイクル法よりもさらに厳しい要件を定めている。第17条3項は「正当な理由がなく」かつ「再生資源又は再生部品の利用を著しく害すると認めるときは」「審議会で意見を聴いた」上で命令を発することができるものと規定した。Table 2に示した通り、リサイクル法の命令等は0件であり、経済産業省リサイクル推進課のインタビューの通り事業者の自主的取組を尊重する運用の成果でもあるのだろうが、法文上の厳しい要件もあいまってこの結果を導いているのではないかと考えられる。

建設リサイクル法と比較すると、リサイクル法の施行状況は非常にゆるいものであり、近い将来の再生コンクリート等の需給の逆転を背景とした再生コンクリート等の利用拡大のためには、建設リサイクル法と同様厳格な施行が必要である。さらに、リサイクル法の発令件数ゼロという運

用状況の背景にある法施行システムの在り方についても改善していくことが重要である。建設リサイクル法と比較した場合、「公表」「関係審議会の意見」をきくというステップの必要性について見直すことも必要である。

注

- (1) 特定建設資材とは、建設リサイクル法施行令第1条に規定される「コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート」であり、これら特定資材の排出量は建設廃棄物全体の約81%を占めている（平成15年度）。
- (2) 再資源化とは、排出後回収された廃棄物が再資源化施設に搬入され、破碎や異物の除去等を行うことによって再生資材として利用可能な状態に処理することをいう。統計上の再資源化量は再資源化施設への搬入量が用いられる。
- (3) 再生資材の利用とは、再資源化により得られた再生資材を他製品の原料として用いたり、燃料として用いたりすることをいう。
- (4) 第16条ただし書きは、木材についての再資源化義務を緩和している。同法施行規則第3条は、工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合、地理的条件その他交通事情により相当程度に経済性の面で制約がある場合は、縮減で足りるとしている。
- (5) ISO14025の規格であり、ライフサイクルアセスメント結果を表示するシステムである。他に日本では、社団法人産業環境管理協会が2002年6月から開始したエコリーフ環境ラベル（エコリーフ）がこれに該当する。
- (6) 経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課への電話インタビュー（2007年10月29日）

引用文献

- 橋本征二・谷川寛 2004 国・地域ブロックレベルを対象とした建設資材の蓄積と廃棄に関する分析 耐久財起源の循環資源の適正管理に関する研究（森口祐一編著）環境省
- 解体・リサイクル制度研究会 1998 解体・リサイクル制度研究会報告
- 鹿島技術研究所 2003 KaTRIリーフレット2002-34
- 河村賢二 2000 建設行政建設リサイクル法と詳細規定の動向. 建設マネジメント技術, 269, 28-31.
- 建設リサイクル法研究会編著 2000 改訂版建設リサイクル法の解説
- 北村喜宣 2001 建設資材リサイクル法と法政策的課題 横浜国際経済法学, 9-3, 95-119.
- 国土交通省 2006 平成17年度建設副産物実態調査結果
- 小宮義晴 2001 「容器包装リサイクル法」関連動向と「資源有効利用促進法」の識別表示について 食品の包装, 32-2, 19-27.
- 松村治夫 2003 建設リサイクル法の導入と自治体の役割 月刊自治研, 528, 82-90.

- 三菱マテリアル株式会社 2003 2002環境報告書
- 宮崎文雄 2001 弱腰の建設リサイクル法洛»状追認の対
象品限定した「はじめの一步」. リサイクル文化, 63, 48-
55.
- 名木稔 2002 資源有効利用促進法と関連諸施策について
放送技術, 475, 972-980.
- OECD 2003 Environmentally Sustainable Buildings Chal-
lenges and Policies
- 大塚直 2000 環境法 有斐閣
- 総務省 2006 平成18年度固定資産の価格等の概要調書
- 杉山涼子・栗原和夫 2007 建設リサイクルの基礎講座 関連
法令基礎講座(第2回) 資源有効利用促進法(正式名称:
資源の有効な利用の促進に関する法律) 建設リサイク
ル, 38, 45-50.
- 大成建設株式会社 2004 プレスリリース 既設建物の遺伝子
を次世代の建物に継承するコンクリートの再生技術
- 竹ヶ原啓介 2002 都市再生と資源リサイクルー資源循環型
社会の形成に向けてー 調査, 33, 1-93.
- 塚原隆夫 2006 建設リサイクルの基礎講座 建設リサイク
ル法基礎講座(第1回) 分別解体等及び再資源化等の実施
義務 建設リサイクル, 37, 31-33.
- 塚原隆夫 2007a 建設リサイクルの基礎講座 建設リサイク
ル法基礎講座(第2回) 発注者及び受注者の届出・契約
等の手続き 建設リサイクル, 38, 42-44.
- 塚原隆夫 2007b 建設リサイクルの基礎講座 建設リサイク
ル法基礎講座(3) 解体工事業者の登録制度, 39, 40-42

(受稿: 2007年10月31日 受理: 2007年11月15日)